

議第33号

京都市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

京都市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市特別会計条例の一部を改正する条例

京都市特別会計条例の一部を次のように改正する。

本則中第7号を削り，第8号を第7号とし，第9号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は，平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前における雇用対策事業特別会計に係る歳入歳出の出納については，平成28年5月31日までの間は，なお従前の例による。

提案理由

雇用対策事業特別会計を廃止する必要があるので提案する。